

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不服申立てに係る裁決書等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の公文に付する行政事件訴訟法第46条第3項の規定による教示の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>注1 第9に記載する延滞金の額は、原則として<u>3.7パーセント</u>とすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>第6×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡×しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の×額につき年<u>3.7パーセント</u>の割合で計算した違約金を×徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>(4) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の×支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の×日までの日数に応じ、契約金額につき年<u>3.7パーセント</u>の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うもの×とする。</p> <p>第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合×は、遅延日数に応じ、契約金額につき年<u>3.7パーセント</u></p> </div>	<p>(不服申立てに係る裁決書等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の公文に付する行政不服審査法第41条第2項並びに行政事件訴訟法第46条第1項及び第2項の規定による教示の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>注1 第9に記載する延滞金の額は、原則として<u>3.6パーセント</u>とすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>第6×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡×しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の×額につき年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した違約金を×徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>(4) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[略]</p> <p>第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の×支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の×日までの日数に応じ、契約金額につき年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うもの×とする。</p> <p>第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合×は、遅延日数に応じ、契約金額につき年<u>3.6パーセント</u></p> </div>

×上の割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略]

[略]

(5)・(6) [略]

×上の割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略]

[略]

(5)・(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。